

N-アセチルアントラニル酸及びその塩類、イソサフロール、サフロール、ピペロナル、3・4-メチレンジオキシニル-2-プロパン及びこれらを含む物並びにトルエン、エチルエーテル、塩酸、過マンガン酸カリウム、メチルエチルケトン、硫酸及びこれらを含む物の輸入の通関時確認移行について

N-アセチルアントラニル酸及びその塩類、イソサフロール、サフロール、ピペロナル、3・4-メチレンジオキシニル-2-プロパン及びこれらを含む物並びにアセトン、エチルエーテル、塩酸、過マンガン酸カリウム、トルエン、メチルエチルケトン、硫酸及びこれらを含む物の輸入の通関時確認移行について

**輸入注意事項 4第23号 (4.11.24)**

平成4年11月24日付け通商産業省告示第525号(輸入公表の一部を改正する告示)により上記貨物の輸入については平成4年12月7日以降通関時確認制に移行することとなりました。